

【注意】 家庭ごみの収集運搬に、無許可の業者を利用しないでください！

家庭ごみの戸別収集(訪問方式)は、①佐伯市清掃課(東浜収集センター)、又は②許可業者が行っています。

そのため、本人・家族が運ばない場合は、①清掃課、または②佐伯市一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する必要があります。

家屋からの搬出には許可は不要だが
家庭ごみの運搬・処分には許可が必要

家庭ごみを運ぶには、
収集運搬の許可が必要



市民の皆様は、引越しや遺品整理・解体工事などに伴って出る家庭ごみの収集運搬や処分は、無許可の業者に依頼しないでください。

収集運搬の許可がなく、例えば古物商の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可だけで家庭ごみの収集運搬を行った者は、「5 年以下の懲役」若しくは「1 千万円以下の罰金」に処され、又はこれを併科されます。